



平成18年入所時

冤罪防止マニュアルⅢ

弁護士 谷山 智光



1 冤罪防止マニュアルで冤罪が防止されました。

昨年、ある否認事件の弁護を依頼されました。1カ月以上も前の日に電車内で痴漢をしたとの疑いをかけられ、ある日突然逮捕されました。依頼者には、全く身に覚えのないことでした。DNAや衣服の繊維片等犯人と依頼者を結びつける物証は何一つなく、目撃者も誰一人いませんでした。あるのは「依頼者から被害を受けた。」という女性の供述だけでした。

私は、受任後、直ちに、冤罪防止マニュアルⅠ（燦18号）・Ⅱ（燦19号）を差し入れました。依頼者は、冤罪防止マニュアルを駆使して厳しい捜査を乗り越え、その後の公判で無罪判決を得ることができました。冤罪防止マニュアルが、タイトルどおり冤罪防止に役立ちました。

「やっていなければ無罪になる」とは限りません。「やっていなくても有罪になる」ことはあります。このことは、近時の足利事件、布川事件、東電OL殺人事件の再審無罪事件からも明らかです（これらは有罪判決が言い渡され、それが確定していました。）。

冤罪は絶対にあってはなりません。人の人生に取り返しのつかない傷を与えます。さらなる冤罪防止のため今号も引き続き冤罪防止マニュアルを書くことにします。

2 被疑者ノートを書く。

我が国の取り調べは、一部を除いて、録音・録画（「可視化」といわれます。）されることなく行われています。平成27年3月に取り調べの録音・録画義務等を定めた刑事訴訟法改正案が国会に提出されましたが（本稿脱稿時は未成立）、対象事件は一部に限られ、大部分の事件は依然として録音・録画されることなく取り調べが行われることとなります。

取り調べ時に暴行、脅迫、利益誘導等が行われたことにより虚偽の供述がなされたとしても、取調室の状況を客観的に確認することができない以上、「暴行、脅迫、利益誘導等はなく、自ら供述したのであり、虚偽ではない。」と判断されることがたびたびあります。

そこで、「被疑者ノート」¹を使って自ら取り調べ状況を記録することが有用です。被疑者ノートは、取調日、取調時間、取調官の氏名、取調事項、取調方法を様式に従って記入していけば、取り調べの状況が記録できるようになっています。

被疑者ノートは弁護士と打ち合わせをする際にも役に立ちますし、公判で証拠として使うことも考えられます。

もちろん、被疑者ノートに書いてあれば、必ず暴行、脅迫、利益誘導等が認定されるとは限りませんが、取り調べの全面可視化が実現していない現状においては、被疑者ノートは数少ない自衛策の一つといえます。

なお、私が提起した国家賠償請求訴訟では、被疑者ノートの記載から検察官の違法な取り調べが認定され、国に賠償が命じられました（京都地判平成21年9月29日判時2062号122頁）。被疑者ノートを侮ることはできません。

3 ポリグラフ検査には同意しない。

ポリグラフ検査とは、人に対して質問をし、その質問に対するその人の呼吸、皮膚電気反射、血圧、脈搏の変化をポリグラフという器械で記録し、分析して、その人の供述の真偽を判断しようとするものです。

否認事件では、捜査機関によってポリグラフ検査が行われることがあります。この点、ポリグラフ検査は黙秘権を侵害するのではないかとの問題もあり、被検者の同意を取り付けた上で行われることが多いです。捜査機関から「うそでないというならポリグラフをやろう。」「ポリグラフをやれば疑いが晴れるぞ。」等言われることがあるかもしれません。

しかしながら、ポリグラフ検査には、検査結果の確実性がまだ科学的に十分に確認されていないとの指摘もあります。すなわち、分析結果が間違っている可能性も多分にあるのです。ポリグラフ検査をやったからといって、うそでないことが明らかになる、疑いが晴れるとは限りません。むしろ誤って解釈されて、うそをついているという証拠にされることもあるのです。

したがって、このようなポリグラフ検査には同意しない方が得策です。

なお、ポリグラフ検査に同意しなかったからといって、そのことをもって有罪認定されることはありません。

（続く）

¹ 被疑者ノート（取調べの記録）
<http://www.nichibenren.or.jp/contact/information/higishanote.html>